

令和7年4月1日からの

## 建設リサイクル法による届出について

対象建築物等の所在地と用途規模により届出先が異なります。下記によりご確認ください。ご不明な場合は、安来市建築住宅課（0854-23-3325）までお問い合わせください。

### 安来市建築住宅課 受付

建築基準法第6条第1項2号の一部、3号に掲げる建築物に関するもの

#### ○ 特殊建築物 その用途に供する部分床面積の合計 $\leq 200\text{m}^2$

劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、学校、体育館、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、倉庫、自動車車庫、自動車修理工場 等

#### ○ 都市計画区域内 の建築物

(1) 木造の建築物 地階を除く階数 $\leq 2$ 階 かつ 延べ床面積 $\leq 300\text{m}^2$  かつ 高さ $\leq 1.6\text{m}$ （平屋 延べ床面積 $\leq 200\text{m}^2$ は全ての高さ）

(2) 木造以外の建築物 平屋 かつ 延べ床面積 $\leq 200\text{m}^2$

#### ○ 都市計画区域外 の建築物

(1) 木造の建築物 ① 平屋 かつ  $200\text{m}^2 < \text{延べ床面積} \leq 300\text{m}^2$  かつ 高さ $\leq 1.6\text{m}$

② 地階を除く階数が2階 かつ 延べ床面積 $\leq 300\text{m}^2$  かつ 高さ $\leq 1.6\text{m}$

(2) 木造以外の建築物 対象外

### その他は島根県東部県民センター（松江県土整備事務所）で受付

建築物に関するもの

建築部建築課 松江市東津田町 1741 番地 1 TEL : 0852-32-5757

建築物以外の工作物

企画調整スタッフ 松江市東津田町 1741 番地 1 TEL : 0852-32-5403

建築物に関する届出先確認フロー図

